



子どもの成長と幸せをねがう

学校園と家庭でつくる

「こどもをまんやかにした安心できる**コ**ミュニケーション」に向けて

学校園と家庭の「架け橋」となるガイドブック

その1

01 子どもをまんやかにしたコミュニケーションについて

- ・学校園と家庭は「子どもの成長・幸せ」という同じ目的をもつパートナーです。
- ・対話は「子どもにとって何がよいか」を出発点に行います。

02 以下の行為は、こどもをまんやかにした建設的な対話を難しくします

飲酒を伴う状況での学校への相談 暴言や威圧的な態度・長時間にわたる拘束
過度な要求(同じ内容の繰り返し・謝罪要求)・SNSなどでの中傷

03 学校園と家庭の対話を支える学校園以外の相談窓口があります

窓口相談することで、双方の伝え方・受け止め方が変わり相互理解が進み、子どもを真ん中にした建設的な対話を実現することがあります。ときには、双方が努力・協働すべき点が具体的に提示できます。

【和みルーム】

受付時間：平日 10:00～14:00 電話：0721-55-3139

※①

(上記時間以外・和みルーム閉室日 は太子町教育委員会(0721-98-5533)へ 平日 / 9:00～17:00まで)

※① 町立学校の夏休み・冬休み・春休み期間中、および4月初旬

令和8年3月：太子町教育委員会
太子町立中学校・太子町立磯長小学校・太子町立山田小学校・太子町立幼稚園

子どもをまんやかに — 学校園と家庭がともに子どもを支えるために —

学校園も家庭も、「子どもの成長と幸せ」を願う気持ちは同じです。

ただ、子どもを見る場面や得られる情報がそれぞれ違うため、ときに受け止め方にズレが生まれることがあります。

子どもの様子に心配を抱くことは、保護者としてごく自然なことです。目の前で子どもが悩んでいれば、「何があったのか」「どう支えられるか」と不安が積もっていくのは当たり前の気持ちです。

そうした不安を一人で抱え込まず、小さな違和感の段階から学校園と家庭がその都度やりとりを重ねながら、共に子どもの変化を丁寧に見つめていくことが大切です。

学校園は、日々の学校園生活の中で見えてくる姿をお伝えし、家庭は、家での様子や気づきを共有してくださる。その両方がそろうことで、子どもの全体像がより立体的に見えてきます。子どもの権利を尊重し、大人の意見だけではなく、「子どもにとって何がいちばん良いか」から始めることが、学校園と家庭で一緒に考えていく「子どもを主語にした教育」の根っこです。

太子町では、すべての子どもが「自分は大切にされている」と感じられるように、学校園と家庭、そして地域の大人たちが、あたたかく支え合う関係づくりを更に進めるために、この冊子を作成しました。

令和8年 3月 太子町教育委員会

01 子どもをまんやかにしたコミュニケーションについて

大人どうしで互いの思いを尊重し合うことが、子どもにとっての安心にもつながります。

学校園と家庭・保護者の安心できるコミュニケーション

コミュニケーションの土台(価値観の共有)

- 教職員と保護者は、“同じ目的(子どもの成長・幸せ)”をもつパートナーです。
- 「子どもにとって何がよいか」を出発点に話し合ひましょう。
- 子どもは学校園での姿と家庭での姿が違う場合があります。それぞれの場で大人に見せる姿を理解しながら子どもの困りごとは何か探りましょう。

コミュニケーションマナー

- 話すときは、相手の話を最後まで聞き、思い込みで判断しないようにしましょう。
- 不安、疑問、分からない事があるときは、感情的になる前にまず事実を確かめましょう。
- SNS上ではなく、学校園や町の窓口の正式なルートで相談を行いましょう。

ただし、保護者の立場・見解、学校園の立場・見解の相違から手立て・方向づけがうまく共有されず、双方のコミュニケーションが難しくなることがあります。この場合には、以下の02~03 および「こコミガイドブックその2」に留意する必要があります。



冊子監修

太子町 スクールロイヤー
笠原麻央さん

02 以下の行為は、こどもをまんなかにした建設的な対話を難しくします

教職員に対して、次のような行為はこどもをまんなかにした建設的な対話を難しくします



暴言・威圧



過度な要求

同じ内容の繰り返し・謝罪要求



SNSでの中傷



飲酒を伴う状況での対応



長時間の拘束

暴言や威圧的な態度・長時間にわたる拘束

過度な要求(同じ内容の繰り返し・謝罪要求)

SNSなどでの中傷 飲酒を伴う状況での学校への相談

このような場合には、担当者だけで抱え込まず、学校園組織として管理職・教育委員会などが連携して対応します。状況によっては、面談時の同席や記録の作成、警察・法的機関への相談をおこなう場合があります。教職員・保護者のどちらかが一方的にならず、「冷静に、子どもを中心に考える」ことを原則とします。

03 学校園と家庭の対話を支える学校園以外の相談窓口があります



学校で何が起きているのか見えにくい



本気で受け止めてもらえているのか不安になる



冷静に伝えたいのにうまくできない

窓口で相談することで、双方の伝え方・伝わり方が変わると相互理解が前進し、「子どもの成長・幸せ」「子どもにとって何がよいか」の建設的な対話を実現することがあります。ときには、双方(学校園・家庭)が努力・協働すべき点を具体的に提示します。

ご相談の流れ

児童生徒支援教室指導員(和みルームの職員)が受付・調整します。

受付時間: 平日 10:00~14:00. 電話: 0721-55-3139

上記時間以外・和みルーム閉室日^{※①}は太子町教育委員会(0721-98-5533)へ

【平日 / 9:00~17:00まで】

※① 町立学校の夏休み・冬休み・春休み期間中、および4月初旬

いただいた相談は、教育委員会と共有し、ご相談内容に応じて対応します。

※まずは学校園(担任・学年主任・管理職等)へ相談し、必要に応じて相談窓口をご利用ください。

学校園への相談は担任だけではなく、教頭や別の教職員でも構いません。

子どもと関わる大人の適切なコミュニケーションは

子どもの安心を守るためにある

－ 教育の裁量と、相談できる仕組み －

学校園には、子ども一人ひとりに合わせて柔軟に対応するための「教育裁量」という判断の幅が認められています。教育裁量とは、子どもの年齢・発達・学校園生活での様子をふまえて、その場に応じた最適な支援や指導の方法を選ぶことができる仕組みです。

一方で、子どもが家庭で見せる姿と学校園で見せる姿は、必ずしも同じではありません。場面によって子どもの様子は変わるものです。

そのため、学校園が“学校園で見えている部分だけ”で判断すると、保護者が感じる印象と食い違い、ちょっとしたボタンのかけ違いが起きることがあります。

こうした行き違いを防ぐためには、「**小さな違和感**」の段階で、**学校園と家庭が気づきを共有すること**がとても大切です。

子どもの表情、行動、話し方の変化など、どんな小さなことでも早めに伝え合うことで、互いの視点の違いに気づき、子どもへの関わり方や支援を必要に応じて見直すことができます。小さなサインを早めにキャッチし、家庭と学校園で協力して子どもを支える。その積み重ねが、子どもにとって安心できる環境をつくっていきます。

■ それでも整理が難しいときは

子どもの状況が複雑だったり、学校園と家庭だけではうまく整理できないこともあります。

太子町では、そうした場面で保護者や学校園から相談を受け、教育委員会が専門職（スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・スクールロイヤー等）や他機関等と連携しながら、

“ボタンのかけ違い”を保護者と一緒に整理し、

子どものために必要な支援を一緒に考えることができる状況にする仕組みを整えました。

詳しくは本冊子に掲載している窓口にご連絡をください。

■ 法律に基づき、学校園が必ず行わなければならない対応もあります

柔軟に判断できる教育裁量とは別に、子どもの安全に関わる以下の二つは法律で明確に定められています。

① いじめへの対応（いじめ防止対策推進法）

学校園には、いじめを発見した際に**調査する義務**があります（法23条）。**学校園がいじめ調査義務がある以上は、その結果についての説明責任も学校園、または、設置者にはあります。**

② 児童虐待への対応（児童虐待の防止等に関する法律）

虐待の疑いがある場合、疑いの段階であっても学校には**速やかに通告する義務**があります。子どもの命と権利を守るための重要な仕組みです。

太子町は、すべての子どもが「自分は大切にされている」と感じられる町をめざして、学校園・家庭・地域・専門職がつながり合う体制を整えています。どうぞ、小さな心配ごとでも遠慮なくご相談ください。



子どもの成長と幸せをねがう

学校園と家庭でつくる

子どもをまんなかにした安心できるコミュニケーションに向けて
学校園と家庭の「架け橋」となるガイドブック

その2

子どもたちの学びの質と安全・安心な学校園生活をより良くするための「働き方改革」

学校園では、教職員が心身ともに健康で、子ども一人ひとりと丁寧に向き合える教育を行うため、「働き方改革」に取り組んでいます。
教職員が余裕をもって教育活動にあたることで、結果として子どもたちの成長につながることから、業務の見直しを進めています。

教職員の勤務時間と連絡について

- ・教職員の勤務時間は **小学校8:30～17:00 / 中学校8:20～16:50 (平日)** が原則です。
- ・行事・部活動等で前後する場合は、学校園から別途お知らせします。

電話・インターネット等を利用した連絡の取り方について

- ・夜間や休日に届いた連絡は、**翌勤務日に確認・お返事**をします。
- ・学校園からのメール・配信は、緊急時を除き原則 **勤務時間内に発信**します。
- ・長時間の電話や複数回の連絡が必要な場合は、事前に面談等の**日程調整**を行います。
- ・電話・面談の目安は**原則 1回30分程度**です。

令和8年3月：太子町教育委員会
太子町立中学校・太子町立磯長小学校・太子町立山田小学校・太子町立幼稚園

教職員の勤務時間と連絡について

- ・教職員の勤務時間は原則平日小学校8:30～17:00 中学校8:20～16:50です。
- ・学校園行事・部活動等の関係で勤務時間が前後する場合は、学校園より別途お知らせいたします。教職員の家庭生活や勤務環境の尊重にご理解をお願いいたします。

電話・インターネット等を利用した連絡の取り方について

- ・夜間や休日のご連絡は、翌勤務日に確認・返信します。
- ・学校園からのメールや配信は、緊急時等を除き、原則として勤務時間内に発信します。
- ・長時間の電話や複数回の連絡が必要な場合は、内容を整理したうえで改めて面談等の日程調整を行います。
- ・事前に面談の内容を整理し、1回のやりとり(電話・面談)の目安は30分です。(延長した場合も60分を一つの区切りとしています)。

地域とご家庭、学校園が協力して子どもを見守るために共に理解したいこと

子どもたちが安心して過ごせるよう、学校園だけでなく、地域とご家庭と連携しながら見守りを進めています。そのうえで、次の点について関係の皆さまとの共通理解が大切となります。

● 登下校の見守りについて

登下校の様子については、**日常的にはご家庭に見守っていただくことが基本**となります。

学校園も情報提供や指導などのできる限りの支援を行います。日々の安全確認については、ご家庭のお力添えが大きな支えになります。

● 不審者などの情報について

不審者の目撃や登下校中に不安な出来事があった場合は、**まず警察への相談・通報をお願いいたします**。その後学校園へもお知らせいただければ、学校園として注意喚起や安全指導につなげることができます。

● 放課後・夜間など学校園外での出来事について

公園・商業施設・オンライン・夜間など、**学校園の外で起こる出来事や*トラブル**(いじめ(疑いも含む)は除く)については、**ご家庭での見守りや、適切な声かけが基本**となります。学校園の職員だけでは、夜間の見回りや常に状況を把握することは難しいのが現状です。そのため、地域やご家庭と情報を共有しながら、子どもが安心安全に過ごせる学校園づくりを進めていきます。

(※いじめ防止対策推進法では、いじめを「学校の内外を問わず、子どもが心身の苦痛を感じる行為」と定義しています。そのため、公園・SNS・登下校中など学校園の外で起きたことでも、子どもがづらい思いをしていれば“いじめ”に当たり、学校園にはその調査・対応の義務があります。)